**第１期下野市歯科保健基本計画**

**平成２７年３月**

**下 野 市**

はじめに

　本市では、平成２５年３月に第２次下野市健康増進計画「健康しもつけ２１プラン」を策定し、市民一人ひとりが積極的に健康づくりを実践し、「幸せを実感できる生活」を目指しています。

　歯と口腔の健康に保つためには、生涯にわたり健康づくりに取り組むことが重要であることから、市民の歯と口腔の健康づくりについて、施策を総合的かつ計画的に推進するために「下野市歯及び口腔の健康づくり推進条例」を平成２６年４月に施行いたしました。

　この度、この条例に基づき、乳幼児から高齢期までライフステージを通じて、継続的に市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、「下野市歯科保健基本計画」を策定いたしました。

　歯と口腔の健康は、健やかで心豊かな生活を営む上で欠くことのできないものであり、生涯にわたり食べる喜び、話す楽しみをもち、健全な生活の実現を図る上で重要な役割を担っています。

　また、歯科疾患のみならず、生活習慣病や介護予防へとつながるなど、全身の健康を保持増進するための重要な要素であり、健康寿命の延伸にも寄与しています。

　市民の皆様が、本計画を推進していく過程で、歯と口腔の健康づくりについて、正しい知識を身につけ、自分自身で健康管理ができるようになることで、「幸せを実感できる生活」が実現するものと考えております。

　歯科口腔保健のさらなる向上を目指し、市民、行政、関係機関が手を取り合い推進してまいりますので、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

　結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査などを通じて、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や、熱心にご協議・ご検討をいただきました下野市健康づくり推進協議会の委員の皆様並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

　平成２７年３月

　　　　　　　　　　　　　　　　　下野市長　広瀬　寿雄

目　　次

**第１章　計画の概要1**

１　計画策定の趣旨1

２　計画の位置づけ2

３　計画の期間2

**第２章　基本理念と基本方針3**

１　計画の基本理念3

２　計画の基本方針3

３　施策の体系4

**第３章　歯と口腔の健康づくりの推進5**

１　乳幼児期・学齢期のむし歯の予防対策等の推進5

２　成人期の歯周疾患の予防対策等の推進11

３　高齢期の口腔機能の維持・向上策等の推進15

４　障がい者・要介護者の歯及び口腔の健康づくりの推進18

**第４章　計画推進と評価20**

１　計画の推進20

　２　計画の評価20

**参考資料21**

１　歯及び口腔に関するアンケート調査概要21

２　アンケート調査結果22

３　下野市歯及び口腔の健康づくり推進条例39

用語の解説42

**第１章　計画の概要**

**１　計画策定の趣旨**

　歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、バランスのとれた適切な食生活を送ることを可能とし、肥満や糖尿病などの生活習慣病※の予防へとつながるなど、全身の健康を保持増進するための重要な要素となっています。

　歯と口腔を健康に保つためには、生涯にわたり、歯と口腔の健康づくりに取り組むことが重要であることから、平成２３年８月には、「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は国との連携を図り、地域の実情に応じた施策を策定・実施することとされています。

　また、これに先立ち、栃木県では平成２３年４月に「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」が施行され、県は、市町村との連携を図りつつ、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を確実かつ効果的に実施するよう努めることとしています。

　本市においては、市、歯科医師等、市民が相互に連携協力し、一体となって推進していくという考えのもと、「下野市歯及び口腔の健康づくり推進条例」を平成２６年４月１日に施行しました。

この条例に基づき、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めるものとして、「下野市歯科保健基本計画」を策定することとしました。

※は用語解説（Ｐ42～P43）に掲載

**２　計画の位置づけ**

　本計画は、下野市歯及び口腔の健康づくり推進条例第８条に基づく歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本計画です。また、国の「健康日本２１」や「栃木県歯科保健基本計画」に沿った下野市の歯科保健の計画であり、健康増進法に基づく下野市健康増進計画「健康しもつけ

２１プラン」の部門計画として位置づけられるものです。

下野市総合計画

後期基本計画（平成２４年度～２７年度）

|  |
| --- |
| 健康しもつけ２１プラン  　　　　　　　　（平成２５年度～２９年度）  **下野市歯科保健基本計画**  下野市歯及び口腔の健康づくり推進条例第８条に  基づく基本計画 |

（国）健康日本２１

（県）栃木県歯科保健基本計画

**３　計画の期間**

　本計画の期間は、平成２７年度から平成２９年度までの３か年計画と

します。なお、本計画策定後の社会的状況の変化等に伴い、改定等の必

要が生じた場合には、見直しを行う等、柔軟に対応することとします。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 計画名　　　　　　　　年度 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 |
| 健康しもつけ２１プラン |  |  |  |  |  |
| 下野市歯科保健基本計画 |  |  |  |  |  |

**第２章　基本理念と基本方針**

**１　計画の基本理念**

　個人による健康の実現は、各個人が主体的に取り組む課題ですが、社

会全体として、各個人の主体的な健康づくりを支援していくための環境

整備も必要です。本計画では、市民の歯及び口腔の健康づくりに関し、

基本理念を次のように定めます。

**（１）市民が、日常生活において、歯及び口腔の健康づくりに取り組むことを促進する**

**（２）市民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯及び口腔の保健医療サービスを受けることができる環境の整備を図る**

**（３）保健、医療、福祉、教育その他の分野における施策相互の連携を図り、総合的かつ計画的に歯及び口腔の健康づくりを推進する**

**２　計画の基本方針**

基本理念を実現するため、次に掲げる基本方針に沿って本計画を推進します。

**（１）「下野市歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づいた取り組み**

**を実施する**

　　　平成２６年４月に施行されました「下野市歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づき、基本的施策を推進します。

**（２）「健康しもつけ２１プラン」との整合性を図る**

　　　下野市健康増進計画「健康しもつけ２１プラン」では、“市民の一人ひとりが積極的に健康づくりを実践し、「幸せを実感できる生活」をめざすこと”を基本理念に掲げ、その基本理念を実現するために計画を策定しています。

　　　また、健康増進計画の中で、歯の健康づくりの取り組みを掲げていますので、健康増進計画との整合性を図ります。

（３）**目標と目標値を設定し、達成状況を評価する**

　　　基本理念の実現のために、行動するための具体的な目標や、達成すべき目標値を設定します。

　　　また、計画の最終年度に達成状況の評価を行い、今後の計画の策定に役立てます。

　本計画におけるライフステージの考え方

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 乳幼児期  (妊娠期を含む) | 学齢期 | 成人期 | 高齢期 |
| ０～５歳 | ６～１８歳 | １９～６４歳 | ６５歳以上 |

**３　施策の体系**

①市民が、日常生活において、歯及び口腔の健康づくりに取り組む

ことを促進する

②市民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質

かつ適切な歯及び口腔の保健医療サービスを受けることができる環

境の整備を図る

③保健、医療、福祉、教育その他の分野における施策相互の連携を

図り、総合的かつ計画的に歯及び口腔の健康づくりを推進する

**基本理念**

③目標と目標値を設定し、達成状況を評価する

②「健康しもつけ２１プラン」との整合性を図る

①「下野市歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づいた取り組みを実施する

**基本方針**

⑤情報収集・普及啓発の推進

④障がい者・要介護者・妊婦等の歯及び口腔の健康づくりの推進

③高齢期の口腔機能の維持・向上策等の推進

②成人期の歯周疾患の予防対策等の推進

①乳幼児期・学齢期のむし歯の予防対策等の推進

**基本的施策**

**第３章　歯と口腔の健康づくりの推進**

**１　乳幼児期（０～５歳）・学齢期（６～１８歳）のむし歯の予防対策等の推進（妊娠期を含む）**

目標

**むし歯のない健康な歯を育て、**

**健康な歯及び口腔を保つための正しい生活習慣を身につける**

**健康な歯及び口腔を保つための正しい生活習慣を身につける**

現状

〇１歳６か月児健診のむし歯率※状況は、平成２４年度は１．７％で、県平均２．３％より低い傾向でしたが、平成２５年度は、２．３％で、県平均１．９％と県平均より高くなりました。

○３歳児健診の状況では、平成２４年度は１８．７％と県平均２０．５％に比較すると低く、平成２５年度も１８．０％と県平均１９．８％より低い傾向でした。

○１歳６か月児から３歳児までのむし歯罹患率の増加状況を見てみますと、本市は、平成２０年度から２５年度までの平均で１１．４倍であり、県平均の９．３倍と比較すると、本市は増加割合が高い傾向が見られます。

※は用語解説（Ｐ42～43）に掲載

〇フッ素塗布※は、永久歯のむし歯予防対策のため、第１大臼歯※が萌出する時期の子供を対象に実施しています。

○フッ素塗布への参加者は、年中児の参加が多く、学年が増すごとに減少傾向がみられます。

○塗布対象者へは、チラシ配布、広報、ホームページへの掲載等により勧奨していますが、参加者は対象者全体の約４分の１であり、横ばい状態から平成２３年度以降は徐々に減少しています。

※は用語解説（Ｐ42～P43）に掲載

〇小・中学生のむし歯の状況をみると、本市の児童・生徒は栃木県や全国と比較してむし歯のない割合が高い状況です。

資料：市学校保健会養護教諭部会　平成25年度児童生徒健康診断のまとめ

〇小学校平均の有病率は、５０．９％であり、学年別では、３年生の５９．２％が最高で、次いで４年生が５９．１％、２年生の５３．５％となっています。

〇中学校平均の有病率は、２１．５％であり、学年が増すごとに増加しており、３年生では２３．８％となっています。

○歯及び口腔に関するアンケート調査結果（２０歳から５９歳）

課題

〇１歳６か月児健診から３歳児健診でのむし歯罹患増加率が、県平均よりも高いため、この期間におけるむし歯予防対策に取り組んでいく必要性があります。

○基本計画策定にあたり実施した２０歳から５９歳のアンケートの結果では、フッ化物（フッ素）は、むし歯予防に効果があることを知っている人の割合が７７.７％と高いですが、フッ素塗布を受ける人数が増加していない状況です。

○妊婦の歯周病と早産や低体重児出産の関係性を知っている人の割合が、１７．８％と低いため、妊婦の歯周疾患予防対策を取り組んでいく必要があります。

○噛ミング３０（カミングサンマル）運動という言葉についての認知度は１９．８％と低いため、噛むことの大切さについて、啓発していく必要があります。

※は用語解説（Ｐ42～P43）に掲載

具体的な取組

|  |  |
| --- | --- |
| 市民 | ・妊娠期のむし歯・歯周病等の予防のための口腔ケアや栄養バランスの知識を身につけましょう。  ・胎児の歯の形成を育むため、妊娠期はバランスの良い食事を心がけましょう。  ・おやつの時間をきめる、糖分の多い食べ物・飲物などを控えるなど、むし歯の予防に努めましょう。  ・フッ化物配合歯みがき剤や歯間部清掃用具を使って、ていねいに歯をみがき、乳幼児期には、１日１回は大人による仕上げみがきをしましょう。  ・歯肉炎の予防を意識した歯みがきに取り組み、自分の歯や歯ぐきを観察する習慣をつけましょう。  ・かかりつけ歯科医をつくり、定期的に歯科健診やフッ化物歯面塗布などを受けましょう。  ・歯科健診で指摘を受けたら、早めに受診しましょう。  ・よく噛んで食べる習慣を身につけ、口腔機能※を育てましょう。 |
| 関係  機関 | （保健・医療・福祉・教育に関係する者）  ・妊娠期の歯科健診の必要性を啓発します。  ・児童・生徒に歯及び口腔の健康づくりの普及啓発を行います。  ・給食後に歯をみがくことができる体制をつくります。  ・食育を通して、よく噛んで食べる習慣を身につけるための取り組みを推進します。  ・定期的な歯科健診の実施に取り組みます。  ・むし歯・歯周病等の予防に関する正しい情報を提供します。 |
| 行政 | ・妊娠期からの口腔衛生についての知識を普及し、口腔ケアの大切さを啓発します。  ・歯周病と早産、流産、低出生体重児、喫煙、糖尿病等、身体全体の健康との関係性について啓発します。  ・乳幼児期には、仕上げみがきの方法、歯及び口腔に良い生活習慣について啓発します。  ・幼児期・学齢期の歯科健診、歯科保健指導を充実し、給食後の歯みがき・うがい等を習慣化するよう啓発します。  ・歯科健診結果や歯科保健事業の取組状況等の情報を関係機関と共有します。  ※は用語解説（Ｐ42～P43）に掲載  ・かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受けるよう啓発します。  ・噛ミング３０運動等、唾液の大切さ、適切な食べ方についての知識を普及させます。  ・むし歯・歯周病等の予防の正しい知識の普及啓発を図ります。  ・食べ物・飲み物の種類や食生活習慣がむし歯へつながるという知識を食育教育等を通じて普及します。  ・フッ素塗布の効果について、正しい情報提供を行い、フッ素塗布が安心して受けられるよう啓発します。  ・１歳６か月児から３歳までの期間のむし歯予防対策事業を実施します。 |

目標値

◆**むし歯のない健康な歯を育て、健康な歯及び口腔を保つための正しい生活習慣を身につける**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **現状値(平成25年度)** | **目標値（平成29年度）** |
| むし歯のない児の割合(３歳児) | ８２．０％ | ９０．０％  (国の目標値) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 現状値  （平成25年度） | 目標値  （平成29年度） |
| 小学生 | むし歯がない児の割合 | ４９．２％ | ６０．０％  （国の目標値） |
| 処置完了者の割合 | ２４．０％ | ２７．０％  (全国平均) |
| 未処置者の割合 | ２６．８％ | １３．０％ |
| 中学生 | むし歯がない生徒の割合 | ７８．６％ | ８０．０％ |
| 処置完了者の割合 | １３．２％ | １７．０％  (全国平均) |
| 未処置者の割合 | ８．２％ | ３．０％ |

**２　成人期（１９～６４歳）の歯周疾患の予防対策等の推進**

目標

**口腔ケアを実践し、健康な歯及び口腔を維持する**

現状

　歯周疾患検診※の受診者数は９９人（２．２％）と少ない状況であり、受診結果では、３０代、５０代に、歯周治療やむし歯の治療による要精検者が多い傾向にあります。

●歯周疾患検診受診状況

※は用語解説（Ｐ42～P43）に掲載

○歯及び口腔に関するアンケート調査結果（20歳から59歳）

○歯ぐきの境目を磨くようにしている人の割合が５３．８％で、高齢期の４９．８％と比較して高くなっています。

○糸ようじや歯間ブラシを使う人の割合が４２．６％で、高齢期の３５.

４％と比較して高くなっています。

○舌をみがくようにしている人の割合が２８．４％で、高齢期の１７．５％と比較して高くなっています。

○フッ化物入り歯磨剤を使用している人の割合が２５．９％で、高齢期

の１０．８％と比較して高くなっています。

○定期検診に行く人の割合は、健康しもつけ２１プランの定期検診受診率の目標値を５０％以上としていますが、３２.０％と低いことが分かりました。

○歯周病菌が動脈硬化を促進することを知っている人の割合が２１．３％と低く、高齢期の２４．６％よりも低いことが分かりました。

○噛ミング３０運動を知っている人の割合が１９．８％で、高齢期の３１．４％と比較すると大きく下回りました。

課題

○歯科受診は、定期検診で受診するより、歯周治療やむし歯の治療が必要になってからの受診が多いことから、歯周疾患やむし歯予防について意識的に改善を心がけられるよう、歯周病予防の意識を高めていく必要があります。

○糖尿病の人はそうでない人に比べて、歯肉炎や歯周炎にかかっている人が多いとされており、アンケート調査結果から、糖尿病だと歯周病にかかりやすいことを知っている人の割合が２９．９％と理解されている人が少ないことも分かりました。

○歯周疾患やむし歯等が全身の健康に及ぼす影響が大きいことについて、広く市民に啓発していく必要性があることが分かりました。

具体的な取組

|  |  |
| --- | --- |
| 市民 | ・年に1 回以上は、定期歯科健診を受けましょう。  ・かかりつけ歯科医院で歯石除去やフッ化物塗布などを受けましょう。  ・よく噛んで、ゆっくり食事をしましょう。  ・フッ化物配合歯みがき剤や歯間部清掃用具を使って、ていねいに歯をみがきましょう。  ・歯、歯ぐき、舌など口の中をよく観察しましょう。 |
| 関係  機関 | （保健・医療・福祉・教育に関係する者）  ・検診や啓発などで、口腔がんの早期発見に努めます。  ・個人と地域、事業者等の歯科保健意識の高揚に努めます。  ・歯の健康づくりの重要性について理解し、普及啓発に努めます。 |
| 行政 | ・歯周疾患検診の受診勧奨を強化します。  ・むし歯や歯周疾患予防等、歯と口腔の健康づくりに関しての知識の啓発や広報活動を行います。  ・食育推進、生活習慣病予防等に向けて、「噛むこと」の奨励として、噛ミング３０運動等、適切な食べ方についての知識を普及させます。 |
| 事業所 | ・従業員の歯科健診などを受ける機会の確保に努めます。  ・従業員の食後の口腔衛生について啓発を図ります。  ・受動喫煙防止に努めるとともに、禁煙・分煙対策を推進します。 |

目標値

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状値（平成25年度） | 目標値（平成29年度） |
| 歯科の定期健診を受けている人の割合 | 男性　２７．４％  女性　３５．９％ | 男性５０％以上  女性５０％以上 |
| 歯周疾患検診を受けている人 | ９９人 | １５０人以上 |

◆歯科の定期健診を受けている人の割合の現状値は平成23年度の数値

**３　高齢期（６５歳以上）の口腔機能の維持・向上策等の推進**

目標

**口腔機能の低下を予防する**

現状

２０本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができるといわれています。そのため、生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わい、楽しく充実した食生活を送り続けるためには、全ての年代で健康な歯を保つことが大切です。

そのため、小山歯科医師会との共催で、８０２０運動の推進のために、年に１回、８０歳以上の人で２０本以上の歯を保っている人の審査並びに表彰を行っています。

●８０２０表彰事業　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 被表彰者数 | ２１ | ２２ | ３３ | ２７ | ２８ |

○口腔機能が低下しているおそれのある二次予防事業対象者（介護予防が必要と判定された人）の口腔機能の維持・向上を図るため、歯科・口腔疾患が及ぼす全身への影響や、※・※等についての理解を深め、それらを予防するため、ブラッシング方法や口腔体操を学び、要介護状態となることを予防し、自立した生活を支援する教室を開催しています。

○健口教室の参加者の４３．６％が唾液量が改善し、については改善及び維持の方が４０．０％と成果が見られました。

○口腔と栄養は密接な関係にあることから、低栄養状態を始めとする栄養全般の内容も盛り込み、教室の最終回には「咀嚼力に応じた調理方法」について学び、試食によって家庭での食生活に取り入れてもらえるよう支援しています。

●いきいき健口教室（介護予防事業）　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 参加者数 | | | 唾液量測定 | | | 咀嚼力測定 | | |
| 男 | 女 | 計 | 改善 | 維持 | 低下不明 | 改善 | 維持 | 低下不明 |
| きらら館 | 4 | 18 | 22 | 11 | 1 | 10 | 2 | 4 | 16 |
| ゆうゆう館 | 3 | 10 | 13 | 3 | 2 | 8 | 0 | 5 | 8 |
| GTｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ | 4 | 16 | 20 | 10 | 4 | 6 | 4 | 7 | 9 |
| 合　　　計 | 11 | 44 | 55 | 24 | 7  ※は用語解説（Ｐ42～P43）に掲載 | 24 | 6 | 16 | 33 |

○歯及び口腔に関するアンケート調査結果（60歳以上）

○食事のときに良くかむようにしている人の割合が２４．３％で、成人期の１５．７％と比較して高くなっています。

○口の体操や唾液腺マッサージをしている人の割合が３．７％と低く、成人期の５．１％とともに低い状況です。

○定期検診に行く人の割合は、２７．４％と成人期同様、健康しもつけ２１プランの定期検診受診率の目標値５０％以上と比較し低いことが分かりました。

○噛ミング３０運動を知っている人の割合が３１．４％で成人期の１９．８％と比較して、高くなっています。

○歯や口腔の機能が維持されると認知症の予防になることを知っている人の割合が３６．３％で、成人期の２７．４％より高くなっています。

課題

○アンケートの結果から、歯周病菌と動脈硬化の関係や口腔ケアと健康寿命との関係、歯や口腔機能の維持が認知症予防になること等について、知っている人が少なく、啓発が不足していることが推測されます。

○歯周疾患やむし歯等が全身の健康に及ぼす影響が大きいことについて、広く市民に啓発していく必要性があることが分かりました。

○自分の歯が２０本以上あると、ほとんどの食べ物を不自由なく噛むことができ、味を楽しみながら食べることができるため、自分の歯をできるだけ多く保つことの重要性を伝え、「８０２０運動」のさらなる普及啓発を図る必要があります。

具体的な取組

|  |  |
| --- | --- |
| 市民 | ・年に１回以上は定期歯科健診を受けましょう。  ・歯根面のむし歯予防のため、フッ化物配合歯みがき剤や歯間部清掃用具を使って、ていねいに歯をみがきましょう。  ・入れ歯は、食後にとりはずし、洗いましょう。  ・歯、歯ぐき、舌など口の中をよく観察しましょう。  ・食事はよく噛むこと、話すことや歌うこと、口の体操をすることなど、口をよく動かす習慣をつくりましょう。 |
| 関係  機関 | （保健・医療・福祉に関係する者）  ・定期的な歯科健診の実施やむし歯・歯周疾患の早期発見・早期治療に努めます。  ・８０２０運動など、歯の大切さを啓発するとともに、介護予防のための口腔機能の向上についても啓発します。 |
| 行政 | ・むし歯や歯周疾患予防等、歯と口腔の健康づくりに関しての知識の啓発や広報活動を行います。  ・８０２０運動についての理解を深められるよう啓発します。  ・介護予防健診の必要性について啓発を強化します。 |

目標値

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状値（平成26年度） | 目標値（平成29年度） |
| ６０歳以上で歯が２０本以上ある人の割合 | ６８．９％ | ７０．０％ |
| ８０２０運動を知っている人の割合 | ５９．４％ | ７０．０％ |

**４　障がい者・要介護者の歯及び口腔の健康づくりの推進**

目標

**歯科保健医療サービスを受けやすい環境を整備する**

現状

　○アンケートの結果より、障がい者（児）施設で口腔ケアを実施している施設は、通所が７施設のうち３施設で４２．９％、入所が２施設のうち１施設で５０．０％でした。

○本人のみが歯磨きをしている施設は、通所では７施設のうち２施設２８．６％、入所が２施設のうち１施設でした。

　○介護施設（入所）では、歯科の専門職がいる施設はなく、外部の歯科専門職に口腔ケアを依頼している施設は９施設中２施設でした。

　○入所者の歯は、９本以下（７７．８％）が多く、総義歯を６割以上の人が使用している施設は５施設（５５．５％）でした。

（人）

　●歯科医院の受診理由（重複回答）　　　　　　　　（数値は施設数）

課題

○アンケートの結果から、障がい者（児）施設での口腔ケアを実施していない施設があることから、障がい者・要介護者が適切で効果的な歯科医療サービスを受けられるよう相談・医療体制の強化が必要です。

○本人やその家族、障がい者施設、介護施設等の職員への情報提供を図り、支援していく必要があります。

具体的な取組

組

|  |  |
| --- | --- |
| 市民 | ・定期的に歯科受診できる「かかりつけ歯科医」をつくりましょう。  ・歯、歯ぐき、舌など口の中をよく観察しましょう。  ・服用中の薬剤や口腔機能の低下などによる口の渇き・汚れに注意しましょう。  ・歯根面のむし歯予防のため、フッ化物配合歯みがき剤や歯間部清掃用具を使って、ていねいに歯をみがきましょう。  ・本人の歯みがきが難しい場合は、歯科医に相談しましょう。  ・食事はよく噛むこと、話すことや歌うこと、口の体操をすることなど、口をよく動かす習慣をつくりましょう。 |
| 関係  機関 | （保健・医療・福祉に関係する者）  ・入所者が定期的に歯科健診及び歯科医療を受けられるよう体制を整備します。  ・家族や介護者に対して予防や早期治療の重要性を普及・啓発します。  ・口腔機能に関する知識を習得し、適切な口腔ケアを実施します。 |
| 行政 | ・かかりつけ歯科医と連携を図り、ケアマネージャー、施設職員へ口腔ケアの重要性について普及啓発を行います。  ・障がい者・要介護者が安心して歯科受診できるよう情報提供します。  ・むし歯や歯周疾患予防等、歯と口腔の健康づくりに関しての知識の啓発や広報活動を行います。 |

目標値

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状値(平成26年度) | 目標値(平成29年度) |
| 口腔ケアについて指導を受けたことがある施設の割合 | 障がい者(児)施設  　　　　 ２２．２％  介護施設 ５５．６％ | １００％  １００％ |

◆アンケート調査の回答を得た施設数：障がい者(児)施設９施設

介護施設 ９施設

**第４章　計画推進と評価**

**１　計画の推進**

（１）計画の周知

　本計画の内容を広く市民に周知・啓発するため、ホームページ等に計画の内容を掲載します。

また、歯及び口腔の健康づくりの各種事業やイベント、健康診査等の機会を通じて、本計画で示す市の方針や今後の取組等を周知するとともに、市民の歯及び口腔の健康管理に対する意識改革を促します。

（２）関係機関や関係団体等との連携

本計画に定める歯及び口腔の健康づくりを効果的に推進するためには、家庭をはじめ、歯科医師や歯科衛生士等の専門職、学校や地域等の協力や支援が必要です。市民一人ひとりの歯及び口腔の健康づくりを増進させるための支援を充実するとともに、地域や行政の連携を強化した推進体制を充実します。

（３）庁内推進体制の強化

生涯にわたり、歯及び口腔が健康であり続けるためには、ライフステージに応じた、切れ目のない支援体制を確保することが重要です。

このため、子どもから高齢者まで、市民の歯及び口腔の健康づくりに関係する庁内各課との連携を深め、地域の健康課題等を共有し、全庁的に、効果的な推進を図ります。

**２ 計画の評価**

本計画の評価は、最終年度となる平成２９年度において行います。

目標の達成度を検証・評価し、次期歯科保健基本計画に反映します。

**参考資料**

**１　歯及び口腔に関するアンケート調査概要**

歯及び口腔の健康づくりのための基本的な計画や施策に反映するため、市民及び介護施設及び障害者（児）施設利用者の歯及び口腔の現状を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

①市民

　市内在住で２０歳以上の集団検診受診者を対象とし調査を実施しました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 調査対象者数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
| ６９２名 | ５２２名 | ７５．４％ |

|  |  |
| --- | --- |
| 調査期間 | 平成２６年８月２２日～平成２６年９月１６日 |
| 調査対象地域 | 下野市全域 |
| 調査形式 | アンケート調査 |
| 配付・回収方法 | 郵送配布・集団検診時回収 |

②障がい者（児）・介護施設

　市内の障がい者（児）施設及び介護施設を対象とし調査を実施しました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 調査対象者数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
| 障がい者(児)施設（入所） | ２施設 | ２施設 | １００.０％ |
| 障がい者(児)施設（通所） | ８施設 | ７施設 | ８７．５％ |
| 介護施設（入所） | １０施設 | ９施設 | ９０.０％ |

|  |  |
| --- | --- |
| 調査期間 | 平成２６年８月１日～平成２６年８月２２日 |
| 調査形式 | アンケート調査 |
| 配付・回収方法 | 郵送配布・郵送回収 |

**２　アンケート調査結果**

**（１）一般市民**

問１　あなたの性別についておたずねします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 男性 | 182 | 34.9％ |
| 女性 | 334 | 64.0％ |
| 不明 | 6 | 1.1% |

問２　あなたの年齢についておたずねします。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ア.20歳～29歳 | 6 | 1.1% | イ.30歳～39歳 | 42 | 8.0% |
| ウ.40歳～49歳 | 69 | 13.2% | エ.50歳～59歳 | 80 | 15.3% |
| オ.60歳～69歳 | 184 | 35.3% | カ.70歳～79歳 | 125 | 24.0% |
| キ.80歳以上 | 13 | 2.5% | 不明 | 3 | 0.6% |

問３　健康づくりや保健医療に関する情報は、どこから得ていますか。（複数回答）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ア.テレビ・ラジオ | 371 | 71.1% | イ.新聞・雑誌 | 260 | 49.8% |
| ウ.病院・診療所 | 160 | 30.7% | エ.インターネット | 97 | 18.6% |
| オ.市広報紙 | 168 | 32.2% | カ.市ホームページ | 12 | 2.3% |
| キ.市役所や保健ｾﾝﾀｰ | 66 | 12.6% | ク.家族や友人・知人 | 166 | 31.8% |
| ケ.その他 | 6 | 1.1% |  |  |  |

問４　あなたは「かかりつけの歯科医院」を決めていますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア.決めている | 449 | 86.0% |
| イ.決めていない | 67 | 12.8% |
| 不明 | 6 | 1.2% |

問５　あなたはどのようなときに歯科医院に行きますか。（複数回答）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア.歯が痛くなったとき | 365 | 69.9% |
| イ.痛みが我慢できなくなったとき | 82 | 15.7% |
| ウ.歯ぐきに異常を感じたとき | 165 | 31.6% |
| エ.歯石をとるとき | 183 | 35.1% |
| オ.歯科の定期健診に行くとき | 167 | 32.0% |
| カ.行かない | 6 | 1.1% |
| キ.その他 | 19 | 3.6% |

問６　あなたは過去1年間に、歯科健診を受けたことがありますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア.ある | 326 | 62.4% |
| イ.ない  ないない | 191 | 36.6% |
| 不明 | 5 | 1.0% |

問７　あなたは、この１年間のうち、歯科健診以外で歯科医師、歯科衛生士から以下のことを受けたことがありますか。（複数回答）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ア.むし歯の治療 | 140 | 26.8% | イ.歯石除去・歯面の清掃 | 228 | 43.7% |
| ウ.歯のみがき方の指導 | 67 | 12.8% | エ.入れ歯の相談 | 45 | 8.6% |
| オ.その他 | 19 | 3.6% |  |  |  |

問８　あなたの歯は何本ありますか。

　 （親知らずは含みません。差し歯はあなた自身の歯として数えます。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ア.28本 | 135 | 25.9% | イ.27～24本 | 183 | 35.1% |
| ウ.23～20本 | 78 | 14.9% | エ.19～10本 | 46 | 8.8% |
| オ.9～1本 | 36 | 6.9% | カ.0本 | 11 | 2.1% |
| 不明 | 33 | 6.3% |  |  |  |

問９　あなたは入れ歯（部分入れ歯を含む）がありますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア.ある | 193  人 | 37.0%  60.0% |
| イ.ない | 313 | 60.0% |
| 不明 | 16 | 3.0% |

問１０　１年以内に歯や歯肉の自覚症状はありましたか。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ア.歯の痛みや歯肉出血 | 144 | 26.8% | イ.しみる | 140 | 26.0% |
| ウ.その他 | 20 | 3.7% | エ.特にない | 234 | 43.5% |

問１１　自分の口の中(歯と歯ぐき)で、どのようなことが気になりますか。（複数回答）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア.治療中のむし歯がある | 26 | 5.0% |
| イ.治療していないむし歯がある | 33 | 6.3% |
| ウ.歯周病がある | 86 | 16.5% |
| エ.歯肉から出血したり、うづいたりする | 85 | 16.3% |
| オ.歯並びに問題がある | 76 | 14.6% |
| カ.入れ歯が合わない | 27 | 5.2% |
| キ.あごの関節が痛い | 21 | 4.0% |
| ク.口臭が気になる | 93 | 17.8% |
| ケ.かみ合せが悪い | 57 | 10.9% |
| コ.歯と歯ぐきの間に食べ物がつまる | 263 | 50.4% |
| サ.歯のぐらつきがある | 47 | 9.0% |
| シ.歯の色が気になる | 131 | 25.1% |
| ス.知覚過敏(冷たいものがしみる)がある | 96 | 18.4% |
| セ.特にあてはまるものはない | 77 | 14.8% |
| ソ.心配はない | 32 | 6.1% |
| タ.その他 | 16 | 3.1% |

問１２　１日のうちで歯をみがくのはいつですか。（複数回答）

※朝食抜きで、朝、歯をみがく人は「朝食後」に〇

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ア.起床後 | 109 | 20.9% | イ.朝食後 | 380 | 72.8% |
| ウ.昼食後 | 162 | 31.0% | エ.おやつの後 | 13 | 2.5% |
| オ.夕食後 | 185 | 35.4% | カ.就寝前 | 278 | 53.3% |
| キ.その他 | 13 | 2.5% | ク.みがいていない | 3 | 0.6% |

問１３　自分の口の中（歯と歯ぐき）の健康で気を付けていることがありますか。

（複数回答）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア. 歯や歯ぐき、口の中を自分で観察する | 127 | 24.3% |
| イ. １日１回は５分以上みがくようにしている | 130 | 24.9% |
| ウ. 歯と歯ぐきの境目をみがくようにしている | 268 | 51.3% |
| エ. 糸ようじや歯間ブラシを使う | 199 | 38.1% |
| オ. 舌をみがくようにしている | 113 | 21.6% |
| カ. フッ素物入りの歯磨剤を使用している | 86 | 16.5% |
| キ. 食事のときは良くかむようにしている | 110 | 21.1% |
| ク. 口の体操や唾液腺マッサージをしている | 22 | 4.2% |
| ケ. 定期健診に行く | 152 | 29.1% |
| コ. その他 | 12 | 2.3% |

問１４　次の中で知っていることがありますか。（複数回答）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア. むし歯は細菌が原因でおきる | 344 | 65.9% |
| イ. フッ化物(フッ素)は、虫歯予防に効果がある | 354 | 67.8% |
| ウ. タバコを吸うと歯周病になりやすく歯周病を悪化させる | 132 | 25.3% |
| エ. 糖尿病だと歯周病にもかかりやすい | 148 | 28.4% |
| オ. 歯周病菌が動脈硬化を促進することがある | 122 | 23.4% |
| カ. 妊婦が歯周病だと早産や低体重児出産となることがある | 49 | 9.4% |
| キ. ８０２０(ハチマルニイマル)運動 | 312 | 59.8% |
| ク. 噛ミング３０(カミングサンマル)運動 | 141 | 27.0% |
| ケ. 口腔ケアを行うことで健康寿命を延ばすことができる | 180 | 34.5% |
| コ. 歯や口腔機能が維持されると認知症や寝たきりの予防に  つながる | 172 | 33.0% |

**（２）介護施設（入所）**

問１　貴施設入所者数についてお尋ねします。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 男性 | 女性 | 計 | 男性 | 女性 | 計 |
| 2 | 15 | 17 | 2 | 7 | 9 |
| 9 | 41 | 50 | 2 | 7 | 9 |
| 24 | 66 | 90 | 1 | 8 | 9 |
| 6 | 39 | 45 | 6 | 23 | 29 |
| 6 | 43 | 49 |  |  |  |

問２　貴施設では、入所者に口腔ケアを実施していますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．している | 9 | 100％ |
| イ．していない | 0 | 0％ |

問２－１　上記問２で「ア．している」と回答した施設にお尋ねします。

　その場合、口腔ケアはどのような職種の方がされていますか。（重複回答）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．看護師 | 4 | 44.4％ |
| イ．看護職 | 3 | 33.3％ |
| ウ．歯科衛生士 | 0 | 0％ |
| エ．言語聴覚士 | 1 | 11.1％ |
| オ．介護福祉士 | 7 | 77.8％ |
| カ．介護職員 | 9 | 100.0％ |
| キ．その他 | 0 | 0％ |

問３　貴施設には、職員として歯科専門職（歯科医師、歯科衛生士）はいますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．いる | 0 | 0％ |
| イ．主体施設にいる | 0 | 0％ |
| ウ．いない | 9 | 100％ |

問３－１　上記問３で「ア．いる」と回答した施設にお尋ねします。

　歯科専門職員は常勤ですか、非常勤ですか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．常勤 | ― | ―％ |
| イ．非常勤 | ― | ―％ |

問３－２　上記問３で「ウ．いない」と回答した施設にお尋ねします。

　外部の歯科専門職に入所者の口腔ケアを依頼していますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．している | 2 | 22.2％ |
| イ．していない | 7 | 77.8％ |

問３－３　上記問３－２で「ア．している」と回答した施設にお尋ねします。

　口腔ケアを依頼している場合、定期的ですか、不定期ですか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．定期的 | 0 | 0％ |
| イ．不定期 | 2 | 100％ |

問４　貴施設の職員が入所者の口の清掃方法について、歯科医師や歯科衛生士から指導を受けたことがありますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．ある | 5 | 55.6％ |
| イ．ない | 4 | 44.4％ |

問４－１　上記問４で「イ．ない」と回答した施設にお尋ねします。

　施設職員が清掃方法について、指導を受ける必要はあると思いますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．思う | 3 | 75.0％ |
| イ．思わない | 1 | 25.0％ |

問５　貴施設では、歯及び口腔に関する対応マニュアルはありますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．ある | 3 | 33.3％ |
| イ．ない | 6 | 66.7％ |

問６　この１年間で入所者の歯や口に関して、実際にどのようなことがありましたか。アからクのあてはまるものすべてに○をつけてください。

　　また、その場合、どのような対応をされましたか。下記の①～⑦であてはまるものの数字を右欄に記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| ア．歯や歯ぐきが痛くてご飯を食べることができなかった | ①-5、④-1、⑤-2 |
| イ．口の中の汚れがひどかった | ①-1、④-2、⑤-1 |
| ウ．口臭がひどかった | ④-2 |
| エ．入所者に対する歯磨きの方法がわからなかった |  |
| オ．入れ歯（義歯）は持っているがはめていない | ①-3、⑤-3 |
| カ．入れ歯（義歯）が必要である（入れ歯が合わないも含む）が作成していない | ①-2、⑤-3 |
| キ．その他（入れ歯が合わなくなった） | ①-1 |
| ク．何もなかった |  |

1. 歯科医師（歯科医院）に相談した　 ② 歯科衛生士に相談した

　③ 行政に相談した　　　　　　　　　 ④ 施設の職員が対応した

　⑤ 家族に状況を知らせた　　　　　 　 ⑥ 特に何もしなかった

　⑦ その他

問７　入所者の歯磨き（口腔ケア）の時間を設けていますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．設けている | 9 | 100％ |
| イ．設けていない | 0 | 0％ |

問７－１　上記問７で「ア．設けている」と回答した施設にお尋ねします。

　その場合の歯磨きは、どなたが実施していますか。（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．入所者本人のみがしている | 9 | 100.0％ |
| イ．していない人に声掛けしている | 6 | 66.7％ |
| ウ．入所者本人のみがした後、施設職員がしている | 6 | 66.7％ |
| エ．自分でできない利用者には施設職員がしている | 9 | 100.0％ |
| オ．義歯のみ職員が実施している | 3 | 33.3％ |
| カ．すべて職員がしている | 1 | 11.1％ |
| キ．その他（口腔ケアが必要な方に、言語聴覚士が実  施）（義歯の手入れができない方の介助） | 2 | 22.2％ |

問８　入所者が歯科治療を受けたことがありますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．ある | 9 | 100％ |
| イ．ない | 0 | 0％ |

問８―１　上記問８で「ア．ある」と回答した施設にお尋ねします。

それはどこですか。（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．本人のかかりつけ歯科医 | 6 | 66.7％ |
| イ．施設歯科医 | 6 | 66.7％ |
| ウ．その他（外部歯科医の往診） | 2 | 22.2％ |

問９　どんな時に歯科医院を受診していますか。（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．痛みを訴えたとき | 8 | 88.9％ |
| イ．食事を嫌がるようになったとき | 4 | 44.4％ |
| ウ．口の中を気にするようなそぶりが見えたとき | 4 | 44.4％ |
| エ．詰めたものやかぶせてあるものが外れたとき | 5 | 55.6％ |
| オ．予防を目的として定期的に受診している | 1 | 11.1％ |
| カ．義歯が破損したとき | 9 | 100.0％ |
| キ．入れ歯（義歯）の調整が必要になったとき | 8 | 88.9％ |
| ク．その他（差し歯が抜けたとき）  　　　　　（新しく義歯を作成したいとき） | 2 | 22.2％ |

問９－１　上記問９で「ア．痛みを訴えたとき」に回答した施設にお尋ねします。そのときは、どのような方法で受診していますか。（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．複数名いても１人ずつ連れて行く | 1 | 0.1％ |
| イ．複数名の場合は一緒に連れて行く | 2 | 0.3％ |
| ウ．施設への往診を依頼する | 7 | 0.9％ |
| エ．自分でかかりつけ歯科医院に行く | 0 | 0％ |
| オ．家族に連れて行ってもらう | 3 | 0.4％ |
| カ．その他 | 0 | 0％ |

問１０　歯科治療が必要になったとき、どのようなことを考えますか。

（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．嫌がらずに治療ができるだろうか | 7 | 77.8％ |
| イ．治療をしてくれる医者がいるだろうか | 0 | 0％ |
| ウ．どのくらい期間がかかるだろうか | 4 | 44.4％ |
| エ．どのくらい費用がかかるだろうか | 6 | 66.7％ |
| オ．通院の介助者が必要だろうか | 4 | 44.4％ |
| カ．歯科治療によって治療中の病気に影響がないだろうか | 4 | 44.4％ |
| キ．主治医に歯科治療のことを報告・相談した方がよいか | 5 | 55.6％ |
| ク．その他 | 0 | 0％ |

問１１　歯科医療機関を選ぶときは、どのような基準で選んでいますか。

　（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．歯科医師やスタッフの対応が良い | 3 | 33.3％ |
| イ．施設から近い | 3 | 33.3％ |
| ウ．駐車場が広い | 1 | 11.1％ |
| エ．診療所にスロープなどがある | 2 | 22.2％ |
| オ．専門的な治療が受けられる | 1 | 11.1％ |
| カ．交通の便が良い | 0 | 0％ |
| キ．予約制で待たなくてよい | 1 | 11.1％ |
| ク．施設で決まっている | 5 | 55.6％ |
| ケ．その他（車いすで通れるか（幅・段差など））  　　　　　（往診してもらえるか） | 2 | 22.2％ |

問１２　受診したとき困ったことがありましたか。（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．診療を断られた | 0 | 0％ |
| イ．嫌がっているのに無理に治療を続けられた | 0 | 0％ |
| ウ．嫌がって治療ができなかった | 3 | 33.3％ |
| エ．待ち時間が長い | 2 | 22.2％ |
| オ．歯科医院に車いすが入りにくい | 2 | 22.2％ |
| カ．その他（診察台に上げるように言われる | 1 | 11.1％ |

問１２－１　上記問１２で「ウ．嫌がって治療ができなかった」に回答した施設にお尋ねします。その場合の対象者は次のどれに該当しますか。

　（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．身体 | 0 | 0％ |
| イ．知的 | 0 | 0％ |
| ウ．精神 | 0 | 0％ |
| エ．介護 | 0 | 0％ |
| オ．認知症 | 3 | 100％ |

問１３　入所者の歯は平均何本ありますか。直観的で結構です。

　（親知らずは含みません。さし歯は自身の歯として数えます。）（ひとつだけ○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．２８本 | 0 | 0％ |
| イ．２７～２４本 | 0 | 0％ |
| ウ．２３～２０本 | 0 | 0％ |
| エ．１９～１０本 | 2 | 22.2％ |
| オ．９～１本 | 7 | 77.8％ |
| カ．０本 | 0 | 0％ |

問１４　入所者の総義歯を使用している人の割合についてお尋ねします。

直観的で結構です。（ひとつだけ○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．８０～１００％ | 0 | 0％ |
| イ．６０～８０％ | 2 | 22.2％ |
| ウ．４０～６０％ | 3 | 33.3％ |
| エ．２０～４０％ | 2 | 22.2％ |
| オ．０～２０％ | 2 | 22.2％ |

問１５　次の中で知っていることはありますか。（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．むし歯は細菌が原因でおきる | 8 | 88.9％ |
| イ．フッ化物（フッ素）は、むし歯予防に効果がある | 8 | 88.9％ |
| ウ．タバコを吸うと歯周病になりやすい | 6 | 66.7％ |
| エ．むし歯や歯周病は、全身の病気と関係がある | 6 | 66.7％ |
| オ．８０２０（ハチマルニイマル）運動  （８０歳まで自分の歯を２０本以上残そうという運動） | 9 | 100.0％ |
| カ．口腔ケアを行うことで健康寿命（人の手を借りずに  日常生活を送ることができる期間）を伸ばすことができる | 7 | 77.8％ |
| キ．歯や口腔の機能が維持されると、認知症や寝たきりの  予防につながる | 7 | 77.8％ |

**（３）障がい者（児）施設（入所）**

問１　貴施設入所者についてお尋ねします。

① 入所者の性別人数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 男性 | 女性 | 計 | 男性 | 女性 | 計 |
| 37 | 6 | 43 | 4 | 4 | 8 |

　② 入所者の年代別人数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 17歳以下 | 18歳～39歳 | 40歳～64歳 | 65歳以上 | 計 |
| 19 | 24 | 0 | 0 | 43 |
|  | 0 | 5 | 3 | 8 |

　③ 主たる対象者（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．身体障がい者 | 0 | 0％ |
| イ．知的障がい者 | 1 | 50％ |
| ウ．精神障がい者 | 1 | 50％ |

問２　貴施設では、入所者に口腔ケアを実施していますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．している | 1 | 50％ |
| イ．していない | 1 | 50％ |

問２－１　上記問２で「ア．している」と回答した施設にお尋ねします。

　その場合、口腔ケアはどのような職種の方がされていますか。（重複回答可）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．看護師 | 1 | 100.0％ |
| イ．看護職 | 0 | 0％ |
| ウ．歯科衛生士 | 0 | 0％ |
| エ．言語聴覚士 | 0 | 0％ |
| オ．介護福祉士 | 0 | 0％ |
| カ．介護職員 | 1 | 100.0％ |
| キ．その他 | 0 | 0％ |

問３　貴施設には、職員として歯科専門職（歯科医師、歯科衛生士）はいますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．いる | 0 | 0％ |
| イ．主体施設にいる | 0 | 0％ |
| ウ．いない | 2 | 100％ |

問３－１　上記問３で「ア．いる」と回答した施設にお尋ねします。

　歯科専門職員は常勤ですか、非常勤ですか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．常勤 | ― | ―％ |
| イ．非常勤 | ― | ―％ |

問３－２　上記問３で「ウ．いない」と回答した施設にお尋ねします。

　外部の歯科専門職に入所者の口腔ケアを依頼していますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．している | 1 | 50％ |
| イ．していない | 1 | 50％ |

問３－３　上記問３－２で「ア．している」と回答した施設にお尋ねします。

　口腔ケアを依頼している場合、定期的ですか、不定期ですか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．定期的 | 0 | 0％ |
| イ．不定期 | 1 | 100％ |

問４　貴施設の職員が入所者の口の清掃方法について、歯科医師や歯科衛生士から指導を受けたことがありますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．ある | 1 | 50％ |
| イ．ない | 1 | 50％ |

問４－１　上記問４で「イ．ない」と回答した施設にお尋ねします。

　施設職員が清掃方法について、指導を受ける必要はあると思いますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．思う | 1 | 100％ |
| イ．思わない | 0 | 0％ |

問５　貴施設では、歯及び口腔に関する対応マニュアルはありますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．ある | 0 | 0％ |
| イ．ない | 2 | 100％ |

問６　この１年間で入所者の歯や口に関して、実際にどのようなことがありましたか。アからクのあてはまるものすべてに○をつけてください。

　　また、その場合、どのような対応をされましたか。下記の①～⑦であてはまるものの数字を右欄に記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| ア．歯や歯ぐきが痛くてご飯を食べることができなかった | ①-1、⑤-1 |
| イ．口の中の汚れがひどかった |  |
| ウ．口臭がひどかった |  |
| エ．入所者に対する歯磨きの方法がわからなかった |  |
| オ．入れ歯（義歯）は持っているがはめていない |  |
| カ．入れ歯（義歯）が必要である（入れ歯が合わないも含む）が作成していない | ⑤-1 |
| キ．その他 |  |
| ク．何もなかった |  |

1. 歯科医師（歯科医院）に相談した　 ② 歯科衛生士に相談した

　③ 行政に相談した　　　　　　　　　 ④ 施設の職員が対応した

　⑤ 家族に状況を知らせた　　　　　 　 ⑥ 特に何もしなかった

　⑦ その他

問７　入所者の歯磨き（口腔ケア）の時間を設けていますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．設けている | 2 | 100％ |
| イ．設けていない | 0 | 0％ |

問７－１　上記問７で「ア．設けている」と回答した施設にお尋ねします。

　その場合の歯磨きは、どなたが実施していますか。（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．入所者本人のみがしている | 1 | 50.0％ |
| イ．していない人に声掛けしている | 0 | 0％ |
| ウ．入所者本人のみがした後、施設職員がしている | 1 | 50.0％ |
| エ．自分でできない利用者には施設職員がしている | 1 | 50.0％ |
| オ．義歯のみ職員が実施している | 0 | 0％ |
| カ．すべて職員がしている | 0 | 0％ |
| キ．その他 | 0 | 0％ |

問８　入所者が歯科治療を受けたことがありますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．ある | 2 | 100％ |
| イ．ない | 0 | 0％ |

問８―１　上記問８で「ア．ある」と回答した施設にお尋ねします。

それはどこですか。（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．本人のかかりつけ歯科医 | 2 | 100.0％ |
| イ．障がい者専門歯科医院 | 0 | 0％ |
| ウ．施設歯科医 | 1 | 50.0％ |

問９　どんな時に歯科医院を受診していますか。（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．痛みを訴えたとき | 2 | 100.0％ |
| イ．食事を嫌がるようになったとき | 0 | 0％ |
| ウ．口の中を気にするようなそぶりが見えたとき | 1 | 50.0％ |
| エ．詰めたものやかぶせてあるものが外れたとき | 1 | 50.0％ |
| オ．予防を目的として定期的に受診している | 0 | 0％ |
| カ．義歯が破損したとき | 0 | 0％ |
| キ．入れ歯（義歯）の調整が必要になったとき | 0 | 0％ |
| ク．その他 | 0 | 0％ |

問９－１　上記問９で「ア．痛みを訴えたとき」に回答した施設にお尋ねします。そのときは、どのような方法で受診していますか。（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．複数名いても１人ずつ連れて行く | 1 | 50.0％ |
| イ．複数名の場合は一緒に連れて行く | 0 | 0％ |
| ウ．施設への往診を依頼する | 0 | 0％ |
| エ．自分でかかりつけ歯科医院に行く | 1 | 50.0％ |
| オ．家族に連れて行ってもらう | 1 | 50.0％ |
| カ．その他 | 0 | 0％ |

問１０　歯科治療が必要になったとき、どのようなことを考えますか。

（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．嫌がらずに治療ができるだろうか | 1 | 50.0％ |
| イ．治療をしてくれる医者がいるだろうか | 0 | 0％ |
| ウ．どのくらい期間がかかるだろうか | 1 | 50.0％ |
| エ．どのくらい費用がかかるだろうか | 1 | 50.0％ |
| オ．通院の介助者が必要だろうか | 0 | 0％ |
| カ．歯科治療によって治療中の病気に影響がないだろうか | 1 | 50.0％ |
| キ．主治医に歯科治療のことを報告・相談した方がよいか | 0 | 0％ |
| ク．その他 | 0 | 0％ |

問１１　歯科医療機関を選ぶときは、どのような基準で選んでいますか。

　（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．歯科医師やスタッフの対応が良い | 0 | 0％ |
| イ．障がい者（児）や疾病に対して理解がある | 0 | 0％ |
| ウ．施設から近い | 1 | 50.0％ |
| エ．駐車場が広い | 0 | 0％ |
| オ．診療所にスロープなどがある | 0 | 0％ |
| カ．専門的な治療が受けられる | 0 | 0％ |
| キ．交通の便が良い | 0 | 0％ |
| ク．予約制で待たなくてよい | 0 | 0％ |
| ケ．施設で決まっている | 1 | 50.0％ |
| コ．その他 | 0 | 0％ |

問１２　受診したとき困ったことがありましたか。（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．診療を断られた | 0 | 0％ |
| イ．嫌がっているのに無理に治療を続けられた | 0 | 0％ |
| ウ．嫌がって治療ができなかった | 0 | 0％ |
| エ．待ち時間が長い | 0 | 0％ |
| オ．歯科医院に車いすが入りにくい | 0 | 0％ |
| カ．その他 | 0 | 0％ |
| なし | 2 | 100.0％ |

問１２－１　上記問１２で「ウ．嫌がって治療ができなかった」に回答した施設にお尋ねします。その場合の対象者は次のどれに該当しますか。

　（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．身体 | ― | ―％ |
| イ．知的 | ― | ―％ |
| ウ．精神 | ― | ―％ |

問１３　入所者の歯は平均何本ありますか。直観的で結構です。（親知らずは含みません。さし歯は自身の歯として数えます。）（ひとつだけ○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．２８本 | 1 | 50.0％ |
| イ．２７～２４本 | 0 | 0％ |
| ウ．２３～２０本 | 0 | 0％ |
| エ．１９～１０本 | 1 | 50.0％ |
| オ．９～１本 | 0 | 0％ |
| カ．０本 | 0 | 0％ |

問１４　次の中で知っていることはありますか。（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．むし歯は細菌が原因でおきる | 2 | 100.0％ |
| イ．フッ化物（フッ素）は、むし歯予防に効果がある | 2 | 100.0％ |
| ウ．タバコを吸うと歯周病になりやすい | 1 | 50.0％ |
| エ．むし歯や歯周病は、全身の病気と関係がある | 2 | 100.0％ |
| オ．８０２０（ハチマルニイマル）運動  （８０歳まで自分の歯を２０本以上残そうという運動） | 2 | 100.0％ |
| カ．口腔ケアを行うことで健康寿命（人の手を借りずに  日常生活を送ることができる期間）を伸ばすことができる | 2 | 100.0％ |
| キ．歯や口腔の機能が維持されると、認知症や寝たきりの  予防につながる | 1 | 50.0％ |

**（４）障がい者（児）施設（通所）**

問１　貴施設の通所者についてお尋ねします。

1. 通所者の性別人数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 男性 | 女性 | 計 | 男性 | 女性 | 計 |
| 16 | 11 | 27 | 4 | 4 | 8 |
| 100 | 35 | 135 | 42 | 22 | 64 |
| 14 | 10 | 24 | 25 | 20 | 45 |
| 5 | 5 | 10 |  |  |  |

②通所者の年代別人数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 18歳未満 | 18歳～39歳 | 40歳～64歳 | 65歳以上 | 計 |
| 0 | 22 | 5 | 0 | 27 |
| 135 | 0 | 0 | 0 | 135 |
| 0 | 7 | 17 | 0 | 24 |
| 0 | 7 | 3 | 0 | 10 |
| 0 | 2 | 6 | 0 | 8 |
| 0 | 44 | 19 | 1 | 64 |
| 0 | 15 | 25 | 5 | 45 |

③ 主たる対象者（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．身体障がい者 | 4 | 57.1％ |
| イ．知的障がい者 | 7 | 100.0％ |
| ウ．精神障がい者 | 4 | 57.1％ |

問２　貴施設では、通所者に口腔ケアを実施していますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．している | 3 | 42.9％ |
| イ．していない | 4 | 57.1％ |

問２－１　上記問２で「ア．している」と回答した施設にお尋ねします。

　その場合、口腔ケアはどのような職種の方がされていますか。（重複回答可）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．看護師 | 1 | 33.3％ |
| イ．看護職 | 0 | 0％ |
| ウ．歯科衛生士 | 0 | 0％ |
| エ．言語聴覚士 | 0 | 0％ |
| オ．介護福祉士 | 0 | 0％ |
| カ．介護職員 | 1 | 33.3％ |
| キ．その他（支援員）  　　（精神保健福祉士） | 2 | 66.7％ |

問３　貴施設には、職員として歯科専門職（歯科医師、歯科衛生士）はいますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．いる | 0 | 0％ |
| イ．主体施設にいる | 0 | 0％ |
| ウ．いない | 7 | 100.0％ |

問３－１　上記問３で「ア．いる」と回答した施設にお尋ねします。

　歯科専門職員は常勤ですか、非常勤ですか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．常勤 | ― | ―％ |
| イ．非常勤 | ― | ―％ |

問３－２　上記問３で「ウ．いない」と回答した施設にお尋ねします。

　外部の歯科専門職に通所者の口腔ケアを依頼していますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．している | 0 | 0％ |
| イ．していない | 7 | 100.0％ |

問３－３　問３－２で「ア．している」と回答した施設にお尋ねします。

　口腔ケアを依頼している場合、定期的ですか、不定期ですか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．定期的 | ― | ―％ |
| イ．不定期 | ― | ―％ |

問４　貴施設の職員が通所者の口の清掃方法について、歯科医師や歯科衛生士から指導を受けたことがありますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．ある | 1 | 14.3％ |
| イ．ない | 6 | 85.7％ |

問４－１　上記問４で「イ．ない」と回答した施設にお尋ねします。

　施設職員が清掃方法について、指導を受ける必要はあると思いますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．思う | 5 | 83.3％ |
| イ．思わない | 1 | 16.7％ |

問５　貴施設では、歯及び口腔に関する対応マニュアルはありますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．ある | 1 | 14.3％ |
| イ．ない | 6 | 85.7％ |

問６　この１年間で通所者の歯や口に関して、実際にどのようなことがありましたか。アからクのあてはまるものすべてに○をつけてください。

　　また、その場合、どのような対応をされましたか。下記の①～⑦であてはまるものの数字を右欄に記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| ア．歯や歯ぐきが痛くてご飯を食べることができなかった | ①-1、⑤-1 |
| イ．口の中の汚れがひどかった | ①-1、④-2、⑤-2、⑦-1 |
| ウ．口臭がひどかった | ①-1、④-3、⑤-2 |
| エ．通所者に対する歯磨きの方法がわからなかった | ①-1、④-3、⑤-1 |
| オ．入れ歯（義歯）は持っているがはめていない | ④-1、⑦-1 |
| カ．入れ歯（義歯）が必要である（入れ歯が合わないも含む）が作成していない | ③-1、④-1、⑤-1 |
| キ．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ク．何もなかった | 2 |

① 歯科医師（歯科医院）に相談した　 ② 歯科衛生士に相談した

③ 行政に相談した　　　　　 　　　　 ④ 施設の職員が対応した

　⑤ 家族に状況を知らせた　　　　　 　 ⑥ 特に何もしなかった

　⑦ その他　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問７　通所者の方の歯磨き（口腔ケア）の時間を設けていますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．設けている | 2 | 28.6％ |
| イ．設けていない | 5 | 71.4％ |

問７－１　上記問７で「ア．設けている」と回答した施設にお尋ねします。

　その場合の歯磨きは、どなたが実施していますか。（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．通所者本人のみがしている | 2 | 100.0％ |
| イ．していない人に声掛けしている | 2 | 100.0％ |
| ウ．通所者本人のみがした後、施設職員がしている | 1 | 50.0％ |
| エ．自分でできない利用者には施設職員がしている | 1 | 50.0％ |
| オ．義歯のみ職員が実施している | 1 | 50.0％ |
| カ．すべて職員がしている | 1 | 50.0％ |
| キ．その他 | 0 | 0％ |

問８　通所者の歯は平均何本ありますか。直観的で結構です。

　（親知らずは含みません。さし歯は自身の歯として数えます。）（ひとつだけ○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．２８本 | 0 | 0％ |
| イ．２７～２４本 | 2 | 33.3％ |
| ウ．２３～２０本 | 4 | 66.7％ |
| エ．１９～１０本 | 0 | 0％ |
| オ．９～１本 | 0 | 0％ |
| カ．０本 | 0 | 0％ |

問９　次の中で知っていることはありますか。（あてはまるものすべてに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア．むし歯は細菌が原因でおきる | 6 | 85.7％ |
| イ．フッ化物（フッ素）は、むし歯予防に効果がある | 6 | 85.7％ |
| ウ．タバコを吸うと歯周病になりやすい | 3 | 42.9％ |
| エ．むし歯や歯周病は、全身の病気と関係がある | 6 | 85.7％ |
| オ．８０２０（ハチマルニイマル）運動  （８０歳まで自分の歯を２０本以上残そうという運動） | 6 | 85.7％ |
| カ．口腔ケアを行うことで健康寿命（人の手を借りずに  日常生活を送ることができる期間）を伸ばすことができる | 5 | 71.4％ |
| キ．歯や口腔の機能が維持されると、認知症や寝たきりの  予防につながる | 4 | 57.1％ |

**３　下野市歯及び口腔の健康づくり推進条例**

平成２６年３月２０日

条例第３号

（目的）

1. この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成２３年法律

第９５号）及び栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成

２２年栃木県条例第５０号）の趣旨に基づき、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民の歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条　歯及び口腔の健康づくりは、子どもの健やかな成長及び脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防等に資するものであることに鑑み、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

（１）　市民が、日常生活において、歯及び口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。

（２）　市民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯及び口腔の保健医療サービスを受けることができる環境の整備を図ること。

（３）　保健、医療、福祉、教育その他の分野における施策相互の連携を図り、総合的かつ計画的に歯及び口腔の健康づくりを推進すること。

（市の責務）

第３条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の役割）

第４条　市民は、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関し、正しい知識及び理解を深め、自らの歯及び口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

（歯科医師等の役割）

第５条　歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、市が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、教育その他関連施策に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めるものとする。

（保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等の役割）

第６条　保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び当該業務に従事する者（歯科医師等を除く。）は、市民がその発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科診療等を受けることのできる環境の整備を図る上で、その果たすべき役割の重要性に鑑み、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第７条　事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員の歯科検診を受ける機会の確保を図ること、その他当該従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

（基本計画）

第８条　市長は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1. 歯及び口腔の健康づくりの意義及び目標に関する事項
2. 歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策に関する事項
3. 前２号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する重要事項

３　市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、歯科保健医療サービスに関して知識経験を有する者の意見を聴くとともに、広く市民等の意見を求めるものとする。

４　市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

５　市長は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて基本計画を見直すものとする。

６　第３項及び第４項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（基本的施策の推進）

第９条　市は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次の各号に掲げる事項を推進するものとする。

（１）　乳幼児期及び学齢期におけるむし歯の予防対策等を推進すること。

（２）　成人期における歯周疾患の予防対策等を推進すること。

（３）　 高齢期における口腔機能の維持及び向上策等を推進すること。

（４）　障がい者、介護を必要とする者、妊婦等に対する適切な歯及び口腔の健康づくりを推進すること。

（５）　歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集並びに普及啓発を推進すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを図るために必要な施策を推進すること。

（財政上の措置）

第１０条　市は、歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本的施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

**用語の解説**

**生活習慣病**

　不適切な食生活、運動不足、ストレス過剰や喫煙、過度の飲酒などの

生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられる病気のこと。糖尿

病、脂質異常症、高血圧症、高尿酸血症、動脈硬化、がん等に加えて歯

周病も含まれます。

**罹患率（りかんりつ）**

　一定期間に発症する患者数が対象の全人口に占める割合のことです。

**フッ素塗布**

　フッ素は自然界に広く存在する物質で、人はその化合物を食事から摂取している。むし歯予防を目的として、フッ素化合物を利用し、直接フッ化物を歯に塗る方法を『フッ素塗布』といいます。

**第１大臼歯**

前から数えて６番目の[永久歯](http://www.ha-channel-88.com/jiten/eikyuusi.html)のことで、通常、[上顎](http://www.ha-channel-88.com/jiten/jougaku.html)の第一大臼歯は６～７歳、[下顎](http://www.ha-channel-88.com/jiten/kagaku.html)の第一大臼歯も６～７歳頃に生えてきます。

第一大臼歯は６歳前後で生えてくるため、『６歳臼歯』と呼ばれることもあります。  
ものを噛む上で最も重要な歯で、この歯が1本抜けてしまうだけで、[咀嚼効率](http://www.ha-channel-88.com/jiten/sosyaku-kouritu.html)が約６０％も低下してしまいます。

また、第一大臼歯は[咬合](http://www.ha-channel-88.com/jiten/kougou.html)の安定の上でも非常に重要な[歯](http://www.ha-channel-88.com/jiten/tooth.html)ですが、[萌出](http://www.ha-channel-88.com/jiten/housyutu.html)後まもなく[虫歯](http://www.ha-channel-88.com/jiten/musiba.html)になってしまうことも少なくありません。

**歯周病**

　歯ぐきや歯を支えている骨などの周りの組織にみられる炎症性の病気で、初期の歯肉炎から重度の歯周炎までを含めた総称です。歯周病は大きく歯肉炎と歯周炎に大別できます。

**８０２０（ハチマルニイマル）運動**

　『８０歳になっても自分の歯を２０本以上保とう』という運動です。

２０本以上の歯があれば、ほとんどの食べ物を噛むことができます。

　また、充実した食生活や楽しい会話を実現し、生活の質（ＱＯＬ）が

向上し高齢期での満足度の高い生活の実現や健康寿命の延伸につながり

ます。

**噛ミング３０（カミングサンマル）運動**

　地域における食育を推進するための一助として、より健康な生活をめざすという観点から、『ひとくち３０回以上噛む』ことを目標として作られたキャッチフレーズです。

**口腔ケア**

　歯、舌、粘膜、入れ歯（義歯）などの健康を維持するためのケアと、機能的健康を維持するケアの総称です。

**口腔機能**

噛む（咀嚼機能）、食べる（摂食機能）、飲み込む（嚥下機能）、

唾液の分泌、唇の動き、舌の動き、発音（発声機能）など口が担う機能の総称を指します。

**歯周疾患検診**

　健康増進法に基づく歯周病や口腔がんの早期発見・早期治療を目的とした健康増進事業として、４０歳・５０歳・６０歳・７０歳の市民を対象に歯科医療機関で歯科検診を実施しています。

　また、国民健康保険事業として、国民健康保険に加入している市民で、３０～３９歳・４５歳・５５歳・６５歳の方を対象に歯周疾患検診を実施しています。

**嚥下（えんげ）**

　食べ物を飲み込むことで、食べ物を口から胃へ送るためにあごや咽頭の筋肉が高度に協調して行われます。

**摂食（せっしょく）**

　食べ物を食べることで、飲み込む（嚥下）前の行動をさします。実際に口に食べ物を運ぶ前に食べ物を認識し、硬さや温度などを判断する段階から食べ物を唾液と混ぜ合わせて飲み込みやすい形状にまとめるところまでをいいます。